

## 第8回 光市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年1月15日(月)午前9時30分から午前10時10分

2 開催場所 光市役所 3階 第5会議室

3 出席委員(19人)

農業委員

2番	田村	尚利
3番	宮内	昭壽
4番	弘田	靖
5番	藤本	準一
7番	西岡	昭雄
8番	神田	英俊
9番	鬼武	敬子
10番	吉岡	弘
12番	田村	耕一(会長)

農地利用最適化推進委員

1番	重田	正憲
2番	河井	眞也
3番	國弘	久男
4番	西村	隆裕
5番	末岡	博
6番	上岡	知雄
7番	森本	鉄之
8番	城	俊治
9番	小山	秋芳
10番	秋山	孝

4 欠席委員(3人)

農業委員

1番	河村	晴夫
6番	麻野	将也
11番	福原	英樹

## 5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案 第1号 農地法第3条許可申請に対する許可決定について

議案 第2号 農地法第5条転用許可申請に対する許可決定  
について

議案 第3号 農用地利用集積計画の承認について

議案 第4号 行政不服審査法第29条に基づく審査請求に対する  
弁明書(案)について

報告 第1号 農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について

報告 第2号 水田埋立による畑地造成報告について

## 6 農業委員会事務局職員

事務局長 太田 隆一

農政振興係長 寺尾 貴志

議長

みなさんおはようございます。

只今から、第8回農業委員会総会を開会します。

本日出席の農業委員は9名、農地利用最適化推進委員10名で定足数に達しており、総会は成立しています。

次に、光市農業委員会総会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ございませんか。

(なしの声)

議長

それでは、本日の議事録署名委員は、4番、弘田 靖 委員、5番、藤本準一 委員にお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の寺尾係長を指名いたします。

議長

それでは、議事に入りたいと思います。

事務局から議案について説明をお願いします。

事務局

それではご説明いたします。

「総会議案1頁」をご覧ください。

議案第1号「農地法第3条許可申請に対する許可決定について」です。今月の3条許可申請は、1件です。

それでは、議案第1号の番号1についてご説明いたします。

申請農地は三井地区内、三島出張所の北西約1.1kmの位置にある2筆で、地目はいずれも畑、面積は72㎡と446㎡の計518㎡、今回は農地の贈与についての申請となっております。申請地の所在につきましては、A4横の「9月分光市農業委員会議案位置図」の1ページと2ページをご覧ください。

申請地の所在につきましてはA4横の「1月分 光市農業委員会議案位置図」の1ページと2ページをご覧ください。

今回の申請者ですが、農地の譲受人は市内、申請地の北側隣接地にお住いの個人で、農地の譲渡人は同じく市内にお住いの個人です。

続いて、申請理由につきましては、譲受人が、申請地北側に隣接している住居にお住まいで、あわせて今回の申請農地の実質的な管理を行っておられた所、申請地の農地を、譲渡人から、贈与により所有権移転

し、農地を継承するため、申請があったものです。

続きまして、「参考資料」1ページの(3)をご覧ください。

農地法第3条第2項に規定されています農地の権利移動の制限についてですが、第2項の第1号から6号について検討した結果について順を追って説明いたします。

「参考資料」1ページの中ほどの「ア第1号」をご覧ください。

ア第1号の「全部効率利用要件」についてです。

今回贈与される農地の北に隣接して譲受人の住居があり、申請書に記載された農機具(草刈り機等)の確保の状況、農作業に従事する者の状況等から見て、譲り受けた農地全てを効率的に耕作可能と認められます。

続いて、イ第2号の「農地所有適格法人以外の法人の規定」ですが、本件は個人の権利取得であり問題ありません。

続いて、ウ第3号の「信託要件」についてですが、今回信託ではないので問題ありません。

続いて、エ第4号の「農作業常時従事要件」についてです。

提出された営農計画書から、譲受人と配偶者は年間計180日、耕作に必要な農作業に従事する見込みで、問題ありません。

「参考資料」の2ページをご覧ください。

続いて、オ第5号の「転貸禁止要件」ですが、今回は譲受人本人が全て耕作予定であるため転貸には該当しません。

続いて、カ第6号の「地域調和要件」です。

提出された営農計画書から申請地で果樹栽培することとなっており、申請地は既に果樹が植えられ下草刈り等もされていることから、周辺農地の耕作に支障は生じないものと考えます。

以上のとおり、農地法第3条第2項各号に定める許可に必要な要件をすべて満たしており、許可要件について問題ないと考えます。

なお、この件につきましては地区担当の推進2番委員さんに調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長

推進2番委員、補足説明をお願いします。

推進2番

特にありません。

議長

これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

議長

ご異議がないようですので採決いたします。

議案第1号の番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第1号の番号1は原案のとおり決定いたしました。

続いて事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは議案第2号「農地法第5条許可申請に対する許可決定について」ご説明いたします。

今月の5条許可申請は、3件です。

「農地法5条転用許可」は、他人の農地を取得や借りるなどして農業以外の使用目的に農地転用して利用する場合に、その土地を所管する農業委員会の許可が必要となるものです。

それでは議案第2号の番号1と2についてあわせてご説明いたします。

「総会議案1頁」とあわせてA4横の「位置図」の3ページと4ページを、議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。

今回の申請は売買による所有権移転に伴う農地転用許可申請となっております。

申請者ですが、譲受人は大阪府に本社のある法人で、譲渡人は市内に居住する個人です。

申請のあった土地は、大字岩田地区、大和支所の北約1.1kmに位置する1筆で、登記地目は田、面積は3,601㎡です。

譲受人は申請地を購入予定で、農地転用対象地については譲受人が太陽光発電設備として利用予定です。

譲渡人は、当該農地をおよそ1割部分のみ耕作しておられ、残り部分は管理のみにとどまり、管理に苦慮されていたところ、事業拡張のため用地を探していた譲受人と、売買について合意に至ったものです。

それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

続きまして、「参考資料」4ページの(3)をご覧ください。  
許可の要件である、ア立地基準と、イ一般基準について説明いたします。

まず、ア立地基準からです。

(ア)「農地の区分」についてですが、当該農地は第1種、第3種のいずれにも該当しない第2種農地であり、第2種農地については他の農地で代替ができない場合は転用可能です。今回については譲受人が太陽光発電設備としての利用予定で、他の候補地も検討したが適当なものが見つからず今回の申請地を選択されております。

ここからは、イ一般基準についてです。

まず、イの(ア)「転用の目的」ですが、太陽光発電設備として利用予定ということであり、問題ありません。

次に、イの(イ)「資力及び信用」についてですが、提出されている資金計画書、金融機関の残高証明等から、問題ありません。

(ウ)「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、これには該当いたしません。

参考資料の5ページをごらんください

(エ)「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、事業計画書等により、問題ありません。

次に、イの(オ)「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、今回は、今回該当する許可等は無く、問題ありません。

次は、イの(カ)「一体利用地の利用見込み」についてですが、今回売買される農地全体を太陽光発電設備とする計画であり、事業に供されるのは申請地のみなので、問題ありません。

次に、イの(キ)「計画面積の妥当性」についてですが、今回の対象地につきましては、土地の利用目的は太陽光発電設備であり、番号1につきましては、事業計画書から太陽光発電設備用地が770㎡、対象地太陽光パネルの水平投射面積356.580㎡、土地の利用率は、パネル面積356.580㎡/770㎡=46.31%です。

番号2につきましては、事業計画書から太陽光発電設備用地が1,124㎡、対象地太陽光パネルの水平投射面積404.334㎡、土地の利用率は、パネル面積404.334㎡/1,124㎡=35.97%です。

いずれの土地も利用率22%の基準を満たしており事業計画書等から判断し適当と判断します。

続いて、(ク)「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、提出された被害防除計画書の内容等からも判断し、太陽光発電設備とすることによる近接農地への影響については問題ありません。

以上、許可に必要な要件はすべて満たしていると判断いたします。

なお、この件につきましては、地区担当である5番委員さんに調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

事務局からの説明は以上です。

議長 5番委員、補足説明をお願いします。

5番 問題ありません。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

議長 ご異議がないようですので採決いたします。

議案第2号の番号1及び番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第2号の番号1及び番号2は原案のとおり決定いたしました。

続いて事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案第2号の番号3についてご説明いたします。

あわせてA4横の「位置図」の、5ページと6ページを議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。

今回の申請は使用貸借権設定(無料での貸し借りの設定)による農地の一時転用申請となっております。

一時転用申請は、手続きは通常の申請と同様ですが、事業完了後、元の状態へ戻すことを条件に農地転用許可を出すものです。

申請者ですが、借受人は広島県に本社のある法人で、貸渡人は田布施町に居住する個人です。

申請のあった土地は、大字三輪地区、大和支所の南東約 1.1 km に位置する 1 筆の一部で、登記地目は田、面積は 2,310 m<sup>2</sup> の内 854 m<sup>2</sup> です。

借り受け人は申請地を無償で借り受け、太陽光発電設備工事のための進入路の一部として利用予定です。

今回は、11 月 15 日の総会で議決いただき、現在工事中の太陽光発電設備工事の機材搬入において当初の進入路では入らない機材があることが判明し、借受人が、工事のため追加進入路確保のため用地を探していたところ、申請地について、一時的に農地から転用し、工事完了後に元の状態に戻すことで合意に至ったものです。

それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

続きまして「議案第 1 号及び 2 号 参考資料」5 ページの (3) をご覧ください。

許可の要件である、ア立地基準と、イ一般基準について説明いたします。まず、ア立地基準からです。

(ア)「農地の区分」についてですが、当該農地は、都市計画法に基づく用途区域（第一種住居地域）の指定があることから、第 3 種農地に該当となります。なお、第 3 種農地についての農地転用許可申請は、周囲への影響が無い限り、原則として許可の対象となります。

ここからは、イ一般基準についてです。

まず、イの (ア)「転用の目的」ですが、太陽光発電設備工事の追加進入路として利用予定ということであり、問題ありません。

次に、イの (イ)「資力及び信用」についてですが、提出されている資金計画書、通帳の写し等から、問題ありません。

続いて参考資料の 6 ページをごらんください。

(ウ)「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、これには該当いたしません。

(エ)「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、事業計画書等により、問題ありません。

次に、イの (オ)「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、今回は、今回該当する許可等は無く、問題ありません。

次は、イの (カ)「一体利用地の利用見込み」についてですが、今回申請の部分のみを太陽光発電設備工事の進入路とする計画であり、問題ありません。

次に、イの (キ)「計画面積の妥当性」についてですが、今回の対象地につき



ましては、土地の利用目的は太陽光発電設備工事の追加の進入路であり、申請に係る農地面積が、事業の目的から見て適正と認められない場合は許可しないことになっていますが、事業計画書等から適当と判断します。

続いて、(ク)「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、提出された被害防除計画書の内容等からも判断し、太陽光発電設備工事の追加の進入路とすることによる近接農地への影響については問題ありません。

以上、許可に必要な要件はすべて満たしていると判断いたします。

なお、この件につきましては、地区担当である1番委員さんに調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

本日1番委員さんは欠席で、欠席連絡の際確認したところ、補足の説明は特にありません、とのことでしたので報告いたします。

事務局からの説明は以上です。

議長 それではこれより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

議長 ご異議がないようですので採決いたします。

議案第2号の番号3について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第2号の番号3は原案のとおり決定いたしました。

続いて事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第3号「農用地利用集積計画の承認について」をご説明します。

別紙のA4横「令和5年度6号」の「光市農用地利用集積計画」をご覧ください。

光市長から、農用地利用集積計画の承認を求められています。

今回の内容につきましては、別紙の裏面にありますとおり、新規3件、4筆で面積は計10,003㎡です。

貸し手、借り手、土地の所在その他、各計画内容につきましては、記載のとおりでございます。

なお、以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、適当であると判断します。

事務局からは以上です。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

議長 ご異議がないようですので採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。続いて事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第4号についてご説明いたします。

A4縦の「議案第4号」の資料をご覧ください。

それでは説明に入ります。

「議案第4号」にありますとおり、行政不服審査法に基づく審査請求は、行政の行った処分等に対して不服がある場合に不服申立てをすることができる制度です。

今回、令和5年10月16日開催の第5回光市農業委員会総会において審議を行った議案第3号番号3及び4、具体的には立野地区の立野交差点の北、長徳寺の南の農地について、農地法第5条に基づく転用許可申請に対し不許可とすることについて議決され、申請者から、当該不許可処分を取り消すことについての行政不服審査法第2条及び第19条に基づく審査請求書が提出され、光市農業委員会から、弁明書を返すことが必要な為、総会のこの場で弁明書の内容を審議するものです。

それでは弁明書案についてご説明いたします。

議案第4号に根拠法令等を添付し、参考資料1として弁明書案、参考資料2として審査請求書を添付しております。

まず、参考資料1の1ページ、弁明書案の1に今回提出された審査請求の表題を記載しております。

続いて、弁明書案の2、審査請求の趣旨に対する意見についてです。

行政不服審査における審査請求書の採決の種類は「却下」「棄却」「容認」となっております。

今回審査請求の提出された案件は、令和5年第5回光市農業委員会総会において不許可と議決したもので、『本件申請を棄却する』としております。

続いて、弁明書案の3、審査請求の理由についての認否 についてです。

審査請求で相手方が主張している内容に対し、認める部分と認めない部分について記載しております。

相手方の主張とは、参考資料2、審査請求書2ページ、別紙「審査請求書の理由」の2と3ページの3の部分です。この部分と弁明書案をあわせてみていただきたいと思います。

まず、弁明書案3の(1)、審査請求書の別紙「審査請求書の理由」の2の(1)と(2)については処分内容等の事実が書かれておりますので、記載は認める、としております。

(2)、「審査請求書の理由」の2の(3)については光市農業委員会の認識が異なりますことから、主張は否認する、としております。

(3)、「審査請求書の理由」の2の(4)については認識が異なりますことから、主張は否認する、としております。

続いて、参考資料1の2ページ

(4)、「審査請求書の理由」の2の(5)については認識が異なりますことから、主張は否認する、としております。

(5)、「審査請求書の理由」の3の(1)と(2)については処分内容等の事実が書かれておりますので、記載は認める、としております。

(6)、「審査請求書の理由」の3の(3)については一部について認識が異なりますことから、主張は一部認め、一部否認する、としております。

(7)、「審査請求書の理由」の3の(4)については認識が異なりますことから、主張は否認する、としております。

(8)、「審査請求書の理由」の3の(5)については認識が異なりますことから、主張は否認する、としております。

次に、弁明書案の4処分庁の意見についてです。

この4の部分が1番重要なポイントになると考えております。

まず、(1)についてですが、各委員さんは市内各地の農地の原状をそれ

ぞれ把握しておられ、本件農地について市内の一般的な農地に比べて優良な農地であるという認識であり、また審議において隣接する第1種農地かつ農用地と比べて同程度の優良な農地であるという事実に基づき判断をされ、委員さんは自身の知見と農地の現状を根拠に農地に対する意見を述べておられます。

また、議長は農業委員会法に基づき任命された農業委員として、総会の場で、今回の農地に対して知見と農地の現状を根拠に意見を述べられたもので、現地の状況を数十年以前から知っておられ、申請地の農地を含めたひとまとまりの農地の集団の中に第1種農地かつ農用地が存在し、またその第1種農地かつ農用地に隣接していて、容易に比較ができる状況であることから、第1種農地かつ農用地と遜色なく同等である優良農地であるとの意見を述べておられます。

以上のことから各委員さんは総会の審議の際、本件土地に隣接する第1種農地かつ農用地と遜色ないという事実を踏まえて判断を行っておられ違法ではない、という意見を記載しています。

次に、(2)についてですが、議事録に記載のとおり各委員さんからの発言から、本件農地について将来的な支障が生ずる恐れがあることを念頭に判断を行ったもので、また本件申請について、地区担当員さんの報告は、「進入路と水利についての部分の確認報告」であって、支障を生ずる恐れが全く存在しない旨の報告ではないため、将来的に支障を生ずる恐れがあることを念頭に、不許可通知書の不許可の理由欄に付記したものである、という意見を記載しています。

次に、(3)についてですが、審査請求書の「2 審査請求の趣旨」において、その(3)に「その近傍の標準的な農地を超える生産をあげることができる」とみとめられる農地であることについて、客観的な根拠に基づいて判断していない、という主張があったため、山口県農業共済が農業保険法第136条及び農業保険法施行規則第90条に基づき各農地に定めている『基準収穫量』（地域の標準的な収穫量を基に各農地の耕地条件等を参酌し耕地ごとに見積もった標準的な収穫量）を確認したところ、【等級が小さいほど収穫量が多く、等級が大きいほど収穫量が少ないとのことですが、】本件農地に隣接する第1種農地かつ農用地については、22筆の内、20筆が19等級：基準収穫量480 kg/10 a、1筆が21等級：基準収穫量460 kg/10 a、1筆が24等級：基準収穫量430 kg/10 aであったのに対し、本件農地2筆は18等級：基準収穫量490 kg/10 aであり、標準的な収穫量において隣接して存在する第1種かつ農用地を上回っている状況でした。

また、光市に目を向けると、光地域の平均が 20.98 等級≒約 21 等級：基準収穫量 460 kg/10 a であり、こちらも本件農地の基準収穫量が上回っている状況であることから、本件農地は、農地法施行令第 12 条第 3 号に規定される「その近傍の標準的な農地を超える生産をあげることができる農地」である、という意見を記載しています。

この処分庁の意見の（3）の部分については、光市の顧問弁護士さんに今回の弁明書の内容について相談したところ、優良な農地であることを示すための生産上の優位性の部分について、客観的な数値で生産量等を示すべき、という意見をいただいたことから、山口県農業共済東部支所、及び光市農林水産課農政係に照会した「基準収穫量」の数値、収穫量等を付記したものです。

以上の（1）から（3）をふまえ、（4）に記載のとおり、農地法第 5 条及び農地法施行令第 12 条に基づき農地転用許可申請に対し不許可とする決定を行うことは適法であり、何ら違法・不当な点はなく、本件請求には理由がないため棄却すべきであると考え、という意見を記載しています。

以上のような形で弁明書の案を作成しております。委員の皆様のご意見をお伺いできたらと思います。

事務局からの説明は以上です。

議長                   これより質疑に入ります。何かございませんか。

10 番                   第 1 種農地と何ら遜色ない農地が第 2 種農地となっている。優良な農地を守って行くためには、それらの見直しが必要と考えるが、見直すことはできないか。

議長                   現在作成中の地域計画において、見直しを求めたいと考えている。

議長                   他にございませんか。

（なしの声）

議長                   ご異議がないようですので採決いたします。

事務局               議案第 4 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議長 議決をいただきましたことから、準備が出来次第、審査請求申請者の事業者へ弁明書を郵送したいと思います。

事務局 また、郵送前に再度弁明書を精査し、内容について変えることはありませんが、語句等の修正が必要な場合には、会長と事務局の判断で修正させていただきますので申し添えます。

続いて事務局より報告事項の説明をお願いします。

それでは報告事項について説明いたします。  
議案の2ページをご覧ください。

まず、報告第1号「農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について」です。

今回届出の件数は、4件でした。

内容については議案に記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局長専決により受理通知書を交付いたしました。

続いて、報告第2号「水田埋め立てによる畑地造成報告について」です。  
水田埋め立てによる畑地造成報告の件数は1件でした。

議長 内容については議案に記載のとおりです。

こちらについて、地区担当の委員さんと、事務局1名による調査の結果、記載のとおり農地法の適用を受けないものであると認め、非農地証明を交付しました。

事務局からの説明は以上です。

議長

只今の報告第1号及び第2号について、質問、意見等がありましたらお願いします。

(なしの声)

質問、意見等が無いようでしたら、これらは報告案件でございますので、  
ご了解いただきたいと思います。

以上で、第8回光市農業委員会総会を閉会いたします。

上記は、令和6年1月15日開催の第8回光市農業委員会総会の議事録  
である。

令和6年 月 日

光市農業委員会 会長 \_\_\_\_\_

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

光市農業委員 \_\_\_\_\_

光市農業委員 \_\_\_\_\_